

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大豊町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

大豊町全域

### 1 現況

本地域は、吉野川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、施設園芸、水稻、ぜんまい、ユズ等の栽培が行われており、農業生産活動等を通じ、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されていることから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

### 2 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                                 |
|---|-----------|-------------------------------------------|
| ① | 大豊町全域     | 法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |
| ② |           |                                           |
| ③ |           |                                           |

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

#### 1 対象農用地の基準

##### 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(1)の対象地域のうち(2)の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ヘクタール以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ヘクタール未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ヘクタール以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### (1) 対象地域

特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法（大豊町全域）  
山村振興法（大豊町のうち旧天坪村、旧大杉村）

#### (2) 対象農用地

- ア 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上  
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 町長の判断によるもの

(7) 緩傾斜農用地

田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満

(イ) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑15%以上の農地

2 対象者

- (1) 対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。
- (2) 認定農業者に準ずる者として町長が認定する者とは次のとおりである。
  - ア 年間農業従事日数が250日程度の基幹的農業従事者を有している経営体
  - イ 町の平均経営規模以上の経営体
  - ウ 農業所得が350万円程度の経営体

3 その他必要な事項

次の(1)から(4)の取組を集落協定に位置づける場合は、各項目に示す事項について、集落協定に記述する。

- (1) 土地改良事業
  - ア 事業実施の目的
  - イ 事業の実施主体
  - ウ 実施する事業種目、事業内容及び事業規模
- (2) 災害復旧事業
  - ア 事業実施の目的
  - イ 事業の実施主体
  - ウ 実施する事業種目、事業内容及び事業規模
- (3) 地目の変更
  - ア 農地の所在及び耕作者（所有者）名
  - イ 変更前後の地目及び面積
- (4) 集落相互間等の連携
  - ア 近隣の担い手のいる集落等との連携  
(当該集落名、連携の活動内容、スケジュール)
  - イ 農業公社、NPO法人、農作業受委託組織、民間法人等の集落協定への参加・連携  
(当該法人名、連携の活動内容、参加内容、スケジュール)
  - ウ 近隣の小規模な集落協定との統合・連携